事務・手続きの概要

組織の設立から事業計画の認定まで

活動組織

①対象区域図・農地一覧表・規約等の作成

対象地域を設定し農地一覧表(P.2)・対象区域図(P.3) を作成、また、構成員の取りまとめを行い、組織の設立に 必要な規約(P.4)・構成員一覧表(P.8)を作成します。

②活動計画書の作成

組織が取り組む5年間の活動計画案(P.12)を作成します。

③事業計画書の作成

組織が取り組む事業計画案(P.11)を作成します。

④設立総会の開催

総会を開催し、規約や事業計画等について組織構成員 の合意を得ます。(議事録作成)

⑤事業計画の申請

市・町に事業計画書を提出し、 事業計画の認定申請(P.10)を行い ます。

⑥事業計画の認定の通知

市・町長から事業計画の認定通 知書が送付されます。

交付金の交付申請から報告まで

活動組織

③実施計画

年間の活動実施計画の作成 点検・機能診断の実施・記録

4活動の記録

活動の実施と併せて、活動記録や金銭出納簿など を作成します。

- ▶ 活動記録
- > 金銭出納簿
- ➢ 領収書整理帳 日当整理帳
- ▶ 財産管理台帳

⑤報告書類の作成

日々記録した活動記録および金銭出納簿を集計し、 実施状況報告書を作成します。

- > 実施状況報告書
- ▶ 添付書類

①交付金の申請・請求

市・町に交付申請書を提出します。

②交付決定•支払

市・町長から交付決定の通知が 送付されます。その後、概算払請 求により交付金が支払われます。

⑥実施状況報告

市・町に実施状況報告書(実績 報告書) などを提出します。

⑦確認通知の送付

市・町長から実施状況確認通知書 が送付されます。

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

新規取組に向けての参考資料

対象農振農用地一覧表

活動組織:滋賀まるごと保全隊

OO町								
字	地	番	地目	面積(㎡)				
山田	1201		田	3,001				
山田	1202		田	2,202				
山田	1203		田	3,001				
山田	1204		田	3,013				
山田	1205		<u>田</u>	3,006				
山田	1206		田	3,005				
山田	1207		<u>田</u>	2,019				
山田	1300		田	1,000				
山田	1301		<u> </u>	3,009				
山田	1302		<u> </u>	3,007				
	• • • •	・・ (中	略) ・・・・	• •				
大之池	2502		田	3,009				
大之池	2503		田	3,003				
大之池	2504		田	3,012				
<u>大之况</u> 大之池	2505		田	3,000				
大之池	2506			4,586				
大之池	2507		<u> </u>	3,587				
大之池	2508		田	3,685				
大之池	2509		<u> </u>	2,060				
大之池	2510			3,008				
71.C/E	2010			0,000				
<u> </u>								
小川	2189	1		938				
小川	2190	1	<u> </u>	1,820				
小川	2191	1	田	2,066				
平塚	225-1		畑	172				
平塚	225-2		畑	217				
平塚	225-3		畑	219				
	• • • •	・・ (中	略)・・・・	• •				
谷村	305		畑	320				
谷村	306		畑	221				
谷村	307		畑	222				
谷村	308		畑	270				
		(m²)	田	1,010,037				
=1		(m²)	畑	90,041				
計	Ī	()	田	10,100				
		(a)	畑	900				
2,222,000P 農地維持支払 135,000P								
長」	心脏行又払	·	<u>畑</u>	135,000円				
			計	2,357,000円				
海 / 正 一	+ +, / ++	_,	<u>H</u>	1,313,000円				
				. /*/ ()(()()()				
資源中.]上支払(共		<u>沖</u>	72,000円				
算源P.	工文払(共	: D] <i>)</i>	畑 計 合計	1,385,000円 3,742,000円				

実施区域位置図

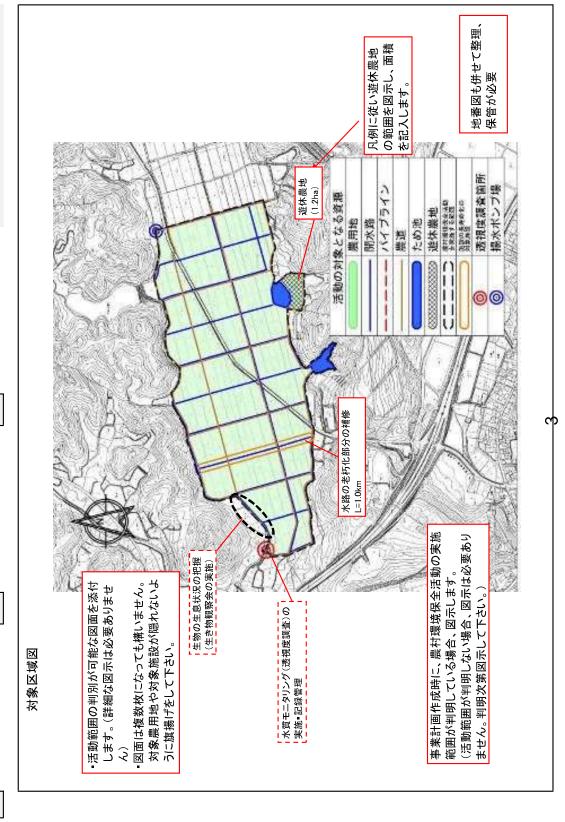
1号事業 (多面支払)

2号事業 (中山間直払)

3号事業 (環境直払)

組織名称:

滋賀まるごと保全隊



(別記6-1)

〇〇活動組織規約(例)

令和○年○○月○○日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、○○活動組織(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を○○に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、○○○○に存する 農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ること を目的とする。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(備考

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。代表等 役員は別紙のとおりとする

- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この○○を代表し、○○の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、○○の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、○年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から 30 日以内に 総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決 算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動) の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(特別議決事項)

第 10 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第 11 条 活動組織は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第 12 条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第 14 条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
- 三 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第 16 条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全(作業前の危険箇所の確認・共有など)について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 19 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録 し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

- 第 21 条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の 徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払 先の領収証に代えることができる。

(財産の管理)

第 22 条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正 に管理するものとする。

(物品の管理)

第23条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

- 第 24 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産 管理台帳を、通常総会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に総会の承認を受けなければならない

第6章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第25条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第 26 条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和○年○月○日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

(様式第1-1号) 【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和〇年〇月〇日

○○市・町長 殿

滋賀まるごと保全隊 多面 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業(多面的機能支払交付金)
 - □ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)
 - □ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)
- 3 その他
 - □ 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)

○○・・・・・活動組織構成員一覧

以下3. の構成員は、〇〇・・・・・・活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考活動支援班與	į
	00 00		

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員

3. 構成員

- ★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。
- ★団体の場合は代表者名を記入してください。
- (1) ○○集落
- ① 農業者の個人または団体 (「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。)

分類	氏名	備考	活動支援班員			
この線より上に行を挿入してください。						

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員		
この線より上に行を挿入してください。					

(2) ○○集落

① 農業者の個人または団体(「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。)

分類	氏名	備考	活動支援班員		
この線より上に行を挿入してください。					

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員			
この線より上に行を挿入してください。						

(3) 農業者以外の団体 (代表者名のみ記載する。)

分類	氏名	備考	活動支援班員		
この線より上に行を挿入してください。					

構成員の総数

分類番号リスト

	77次日 17771											
	農業者			農業者								
個人として参加	団体として参加			個人とし て参加	団体として参加							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農	農	営	そ	農	自	女	子	土	J	学	N	そ
業	事	農	の	業	治	性	供	地	Α	校	Р	の
者	組	組	他	者	会	会	会	改			0	他
個	合	合	の	以				良		Р		の
人	法		農	外				区		Т		農
	人		業	個						Α		業
			者	人								者
			団									以
			体									外
												寸
												体

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和○年○月○日 ○○活動組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

- (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域
- ① 種類(実施するものに〇を付すこと。)

<u> </u>						
1号	1号事業(多面的機能支払交付金)					
	0	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)				
	0	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)				
	2号事業(中山間地域等直接支払交付金)					
	3号	事業(環境保全型農業直接支払交付金)				
	4号	事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)				

② 実施区域

(例)農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

- (2)活動の内容等
- ① 1号事業
 - 1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別
- (例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2)活動の内容

(例)

- イ 活動計画書「3.活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載のとおり。
- ロ 活動計画書「3.活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例)活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例)「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「(別紙)構成員一覧」に代えることもできる。

<施行注意>

記入内容が様式第1-3号と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、「2 (2) 活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

令和〇年〇月〇日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	
組織名	○○活動組織
(ふりがな)	
代表者氏名	00 00
(ふりがな)	
所在地	○○県○○市○○丁目

I. 地区の概要(共通)

<活動の計画>

Ι.	1号事業(多面的機能支払)	別紙1
ш.	2号事業(中山間地域等直接支払)	別紙
IV.	3号事業(環境保全型農業直接支払)	別紙
٧.	その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に())内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	○年度	○年度	年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	○年度	○年度	年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

2. 実施区域内の農用地、施設

	/\nu=-/		- /										
	長用地則惧											うち解消	年当たり
又は認	定農用地面					- Im			l ı		計	する遊休	交付金額
積※1			田			畑	<u> </u>	草地	採	草放牧地		農地面積	上限
	多面			\Box									
	支払			а		а		а			а	а	円
	 中山間			,		2		3		3			
	十川间			а		а		a		а	_		
	直払	傾斜		1	傾斜		傾斜		傾斜		а	a	円
		1,243			1243		1903-1		1,743				
取組	環境												
面積	直払※2											а	円

- ※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
- ※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設	水	、路 うち、排水路	農道	ため池
(多面支払)	km	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	km	箇所

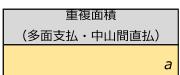
- ※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。
- 3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

- ※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。
- 5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積



※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の 活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Π.	1 믚事業	(多面的機能支払)
ш.		(~ IHIU 11W HF X 1/\ /

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

※加算措置は除きます。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	а	円/10a	円
畑	а	円/10a	円
草地	а	円/10a	円
	この線より)上に行を挿入してく	ださい。
合計	а		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。 農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

а

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	а	円/10a	円
畑	а	円/10a	円
草地	а	円/10a	円
	この線より)上に行を挿入してく	ください。
合計	а		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が入力されており、以下の該当するパターンに〇を付けると自動で減額されます。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
- ②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源 向上支払(長寿命化)に取り組む

①のみ該当 (修正なし)

25)	

①②に該当
(単価×0.75)

該当なし
(単価×5)
(十回ハO/



※「特定事業実施者」(令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等)が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、Oを付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に 係る支援」のみ実施する場合はO

ı
ı
ı

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額				
田	а	円/10a	円				
畑	а	円/10a	円				
草地	а	円/10a	円				
	この線より上に行を挿入してください。						
合計	а		H				

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が入力されており、直営施工を実施しない場合は、以下に 〇を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は〇 (単価×5/6)

\Rightarrow	

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は〇

\Rightarrow	

集落数×200万円

							人」とは、営農法人とは		
実施予定年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度	別に多面的活動に関与する法人のことです。		
以下は市町村担	以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。								
集落数		集落							
農業地域類型	都市的	り地域 [平地農業地	也域	中間農業地域	山間農	農業地域		
地域振興立法の)適用	特定農山	」村 振興	山村	過疎	半島			
		離島	沖縄	7	奄美群島	小笠原諸島	,		
指定棚田地域の	指定棚田地域の該当状況								
交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積									
農地維持支払		a a	原向上支払 (共同)	а		原向上支払 長寿命化)	а		

3. 活動の計画

(1)農地維持支払

※毎年度実施するものに○を記入してください。

	انت-×	רי רדוי	<u> </u>		•
活動	区分		活動項目	計画	
点検・		1	点検		※必ず選択してください。
計画領	定	2	年度活動計画の策定		※必ず選択してください。
研	—— 修	3	事務・組織運営等に関する研修、	5 年間	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
P/11	19		機械の安全使用に関する研修	3 415	
	農	4	遊休農地発生防止のための保全管理		
	用	5	畦畔・法面・防風林の草刈り		
	地	6	鳥獣害防護柵等の保守管理	点検網	: 課に応じて実施 ※4~13のう
	水	7	水路の草刈り		
実		8	水路の泥上げ		う談当りるだ 動項目を全て
天 践	1111	9	水路附帯施設の保守管理	点検紙	ま果に応じて実施 選択してくだ
活 活	農	10	農道の草刈り		きい。
動	虚	11	農道側溝の泥上げ	点検紙	- ま果に応じて実施
∃ /J	<u> </u>	12	路面の維持	点検紙	吉果に応じて実施
	た	13	ため池の草刈り		
	め	14	ため池の泥上げ	点検網	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	池	15	ため池附帯施設の保守管理	点検網	吉果に応じて実施
	共通	16	異常気象時の対応	洪水、	台風、地震等の発生後に実施
地域	資源	の適	切な保全管理のための推進活動		※必ず選択してください。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)~4)を記入してください。

1)保全管理の目標を①~⑥から選んでください。(複数選択	
①中心経営体との役割分担による保全管理	④集落間連携や広域的活動による保全管理
②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理	⑥その他
2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①~⑤7	から1項目以上選んでください。
①農地の利用集積に伴う管理作業	④共同利用施設の保全管理
②高齢農家の農用地に係る管理作業	⑤その他
③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	
3)2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の	う向性を①~⑦から1項目以上選んでください。
①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
②入り作等の近隣の担い手との協力	⑥集落間の連携や広域的な活動
③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	つその他
④新たな保全管理の担い手の確保	
4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を1	7~23から1項目以上選んでください。
17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催	21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	23. その他
20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	

(2) 資源向上支払(共同)

1)施設の軽微な補修、農村環境保全活動 ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活	動区分	活動項目	計画	
	機	24 農用地の機能診断		
施	計能	25 水路の機能診断	※24~27のうち	該当する活動項目を全
設	画診	26 農道の機能診断	て選択してくだる	さい。
の	衆 断	27 ため池の機能診断		
軽	~ ·	28 年度活動計画の策定	※必ず選択して<	ください。
微	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	5年間に1回以上実施	
な	実	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施	
補	践	31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施	施
修	活	32 農道の軽微な補修等	幾能診断結果に応じて実施	施
	動	33 ため池の軽微な補修等	幾能診断結果に応じて実施	
		34 生物多様性保全計画の策定		-
	計	35 水質保全計画、農地保全計画の策定		
	画	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定		れかを選択してくださ
	策	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策	υ ν 。	
	定	定 20.707/15/17 17 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20		
農		38 資源循環計画の策定		
村				
環				
境				
保				
全	実		※実施する活動を	ェプルダウンリストか
活	践		ら選択し、○をし	してください。
動	活動			
	<u>第</u> 月 			
		この線より上に行を挿入してください。		
			W V - W/23 LC : -	
	啓発・普及 	51 啓発・普及活動	※必ず選択してく	、たさい。

2) 多面的機能の増進を図る活動(任意) ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
	52 遊休農地の有効活用	
<i>A</i>	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
多面	54 地域住民による直営施工	
的	55 防災・減災力の強化	
図 図 機	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
る。	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
活の	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
動増	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
進	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
を	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	この線より上に行を挿入してください。	
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を

毎年度実施してください。 ただし、農業地域型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては「60 広報活動・農村関

係人口の拡大」は必須ではありません。
「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合
「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。 ①農村環境保全活動を1テーマ追加 ②「高度な保全活動の実施」 ・・・高度な保全活動の活動項目
「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合
実施する取組の実施予定面積を記入してください。 長期中干し 0 a 冬期湛水 0 a 夏期湛水 0 a 中干し延期 0 a 江の設置(作溝実施) 0 a 江の設置(作溝未実施) 0 a
「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合 具体的な活動内容を記載してください。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。 ※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。 ※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。 「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、 「1箇所=0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

	活動	延べ数量	左記が水路の 場合、うち排 水路延長			
施設区分	活動項目	内容	(各単位)	(各単位)		
			_			
	この線より上に行を挿入してください。					

この線より)上に行を挿入してください。	
☆直営施工の実施方針について	全部直営施工又は 一部直営施工を実施する	直営施工は実施しない
, — 20 ; , , , — 20 ; , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その) (実施要領第1の2の(4)又は第2の2の	

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

加算一覧	計画	
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援		→ (1) へ
農村協働力の深化に向けた活動への支援		→ (2) へ
水田の貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援		→ (5) へ
環境負荷低減の取組への支援		→別葉(6)へ
組織の体制強化に対する支援		→ (3) へ
組織の広域化・体制強化に対する支援		→ (4) ヘ

(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件

活動を継続する組織 …(本事業計画の活動項目数)>(前年度又は変更前の活動項目数)

新規の組織 … 本事業計画の活動項目数2つ以上

多面的機能の増進を図る活動の活動項目

↓ 活動を継続する組織のみ記入

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用		
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化		
56 農村環境保全活動の幅広い展開		
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施		
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化		
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田		円/10a	
畑		円/10a	
草地		円/10a	
合計	а		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

	髪村協働力の深化 条件の確認	に向けた活動への支	援(令和(6年度廃」	上 (令	和10年	手度ま う	での経過	B措置)))	
		る増進に向けた活動へ	の支援を受	ける							
	農業者以外の割合	の相座に向けた心動。い	の文成で文	17.0							
· .	組織の構成員										
	農業者	個人	人	+団体		団体 =	:	人・[引体		
	農業者		人	+団体		<u></u> 団体 =		人・[···(1)
		個人	人	+団体		団体 =	<u> </u>	人・[団体		2
	農業者以外の割合	÷		· 1)/2							_
(3)—		- L	l の8割が参	加する実践	活動の	の実施					
	個人	人 + 団体の構成					数				
	= 共同活動	 動に参加する構成員の約		人	1		割にあれ	たる		人以	!トが
	参加する実践活動]	2.	25 12,				
(3)— <u>:</u>	2 あるいは 、 役		選任さ	されていて、	、共同	活動に	:参加す	る構成員	の総え	人数の6	5割が
		活動を、2種以上、そ						_ ,,_,,			
	個人	 人 + 団体の構成	は員のうち、	共同活動	こ参加]する人	数				
	= 共同活動	 動に参加する構成員の約	総人数	人] のう	55、6	! 割にあ <i>!</i>	こる		人以	上が
	参加する実践活動	かを、2種以上、それそ	i ごれ別の日に	 毎年度行:	」 う。						
<u> </u>	1、2いずれの場	合も、共同活動に参加す	する構成員	の総人数の	- 内訳が	がわかる	る名簿	(様式自に	由) を	添付し	てくださ
い。											
地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり	交付金額			協働力の)深化に向	りけた活	5動への	支援の適用
田		円/10a				<u>条件</u> ○名面(5万±總台단 <i>(</i>)	声なる様	迷に白	いった汗き	動への支援
畑					1	を受ける		大 の の 信	i進に凹	リノ/こ/白9	別への又接
		円/10a				〇構成	員の農業	者以外の	割合	4割以_	L
草地		円/10a									(※) の8 あるいは
合計	а			円		割以上	が参加す	る実践活	動を複	数回行	
		 交付金の算定の対象となる て、整数で記入してくだる			J		製個人と る人数の		「 博队貝	いつり	共同活動に
9° /J	ダボダーでありた	こ、主致し四八してへんし	_ V 10		i	i					

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(3)組織の体制強化に対する支援

区分		交付	年度	交付額	
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和		年度	400,000 円/広域活動組織	

(4)組織の広域化・体制強化に対する支援(令和6年度廃止(令和10年度までの経過措置))

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満		40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000 円/年・組織
1,000ha以上		160,000 円/年・組織

[※]北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

[※]特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

▼週用梁件

- ①資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化 (田んぼダム)を 推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける水田面積のうち 5割以上において、雨水貯留機能の強化 (田んぼダム)を推進する活動を行っていること。

(実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。)

a 実施期間

	開始年度			最終年月	※最終	
令和		年度	令和		年度	

※最終年度は、資源向上(共同)の活動終了年度と同じです。

b 実施計画

	年度	年次計画・実施体制等
令和	年度	

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	うち、実施面積 交付単価		実施面積の 割合	
田		а	円/10a		0%	

[※]資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積		実施面積の	備考
		うち、実施面積	割合	
	a	а	0%	
	a	а	0%	
	a	а	0%	
	a	а	0%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

(別葉)

(6) 環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

I	開始年度			最終年度				
I	令和		年度	令和		年度		

※最終年度は、資源向上(共同)の活動終了年度と同じです。

b 実施時期

AND PORTO									
Hoke	化学肥料及び化学合成農薬を								
4文計	取組項目				する活動				
内容	9	尾施時	朝	作物名	栽	培時	期		
	月	~	月		月	~	月		
	月	~	月		月	~	月		
	月	~	月		月	~	月		
	月	~	月		月	~	月		
	月	~	月		月	~	月		
	月	~	月		月	~	月		
	月	~	月		月	~	月		
	月	~	月		月	~	月		
	月	~	月		月	>	月		
	月	~	月		月	~	月		
	月	~	月		月	>	月		
	月	~	月		月	~	月		

※必要に応じて欄を追加してください。

c 活動の計画

C 冶動の計画													
取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価		1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5 年目 交付上限額	備考
長期中干し	a	а	а	a	a	800	円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	а	а	a	а	4,000	円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	а	а	а	а	8,000	円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	а	а	a	a	3,000	円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000	円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	а	a	a	a	3,000	円/10a	円	円	円	円	Ħ	
合計	а	а	а	а	а			円	円	円	円	円	

[※] 計画面積は、対象活動別(同一の対象活動であっても、単価毎)に、a未満を切り捨てた値を記載すること。

d 活動実施区域位置図

別添4「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添4は省略できます。

e (特定事業実施者のみ)添付書類

特定事業実施者の場合であって、

[※] 計画面積は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

[※] 資源向上支払(共同)の活動期間の途中からみどり加算に取り組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

(別添1)

実が	域位置 号事業	図 (多面支払)	2号事業	(中山間直払)	3号事業	(環境直払)	組織名称: ○○活動組織	

構成員一覧

													左	Τ	月	日				
		氏名				多面的機 能支払				中山間地域等 直接支払			環境保全型農業直接支払							
35	11000000000000000000000000000000000000	(代表者名		住所					備考			∕⊤⊭∆		04-0-	他の市町村で環境保全型農		TT-1 444	みどり認定		Ē
役職名		団体名)		1± <i>Р</i> Л					活動支援班員		分類 記号	年齢 分類 記号		業直接	町村で塚 支払を実 その市町村	施してい	る場	認定済		定申無請し予
																	_			
																	_			
多面		分類記号リス																		
	個人とし			中山間地域	等直接支抗	ム分類記号	号リス	スト					年		類記号			_		
農		1	_	中山間地域農業者	等直接支抗 A	公分類記号 交付農			つ農業	善者]		ア	39歳	以下				
	て参加	1	農業者個人		A B	交付農/	用地で	を持つ を持力	にない		者]		ア		以下				
業	て参加 団体とし	2	農業者個人農事組合法人	農業者	A B C	交付農/ 交付農/ 農地所 ²	用地で 用地で 有適な	を持つ を持力 格法。	にない		緒			アイ	39歳	以下 44歳				
業 者		2 3	農業者個人 農事組合法人 営農組合	農業者	A B	交付農/ 交付農/ 農地所 ² 特定農	用地で 用地で 有適な 業法と	を持つ を持力 格法。	にない		者		-	ア イ ウ	39歳 40~	以下 44歳 49歳	Š			
	団体として参加	2	農業者個人農事組合法人	農業者(人)	A B C	交付農/ 交付農/ 農地所 ² 特定農 その他2	用地名 用地名 有適村 業法之 法人	を持た を持た 格法。 人	とない人	八農業	者		-	ア イ ウ エ	39歳 40~ 45~	以下 44歳 49歳 54歳				
	団体とし て参加 個人とし	2 3	農業者個人 農事組合法人 営農組合	農業者(人)	A B C D	交付農/ 交付農/ 農地所和 特定農業 その他/ (NPO)	用地で 用地で 有適か 業法人 法人、	を持つを持力を持力を持力を 格法。 人	たない 人 益法 <i>〕</i>	(等)	諸		-	ア イ ウ エ オ	39歳 40~ 45~ 50~	以下 44歳 49歳 54歳 59歳	in S			
者	団体として参加	2 3 4 5	農業者個人 農事組合法人 営農組合 その他の農業者団体 農業者以外個人	農業者(人)法人	A B C D E	交付農/ 交付農/ 農地所 ² 特定農 その他 ² (NPO) 機械・/	用地名 有道林 美法人 法 法 法 选 设	を持たを持た格法。 人 人 、公和 共同和	たない 人 益法 <i>J</i> 利用組	(等)	者			ア イ ウ エ オ カ	39歳 40~ 45~ 50~	以下 44歳 49歳 54歳 59歳 64歳				
者農	団体とし て参加 個人とし	2 3 4	農業者個人 農事組合法人 営農組合 その他の農業者団体 農業者以外個人 自治会	農業者(人)	A B C D	交付農/ 交付農/ 農地所和 特定農業 その他/ (NPO)	用地名 有 業 法 法 施 受	を持たを持た格法。 人 人 、公和 共同和	たない 人 益法 <i>J</i> 利用組	(等)	者			アイウエオカキ	39歳 40~ 45~ 50~ 55~ 60~	以下 44歳 49歳 54歳 59歳 64歳 69歳				
者農業	団体とし て参加 個人とし	2 3 4 5	農業者個人 農事組合法人 営農組合 その他の農業者団体 農業者以外個人	農業者(人)法人	A B C D E	交付農/ 交付農/ 農地所 特定農 その他/ (NPO 機械・/ 農作業	用地名 有業法法施受 定	を持た 格法 人 人 、 、 に 同 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	たない 人 益法 <i>J</i> 利用組	(等)	諸			アイウエオカキクケ	39歳 40~ 45~ 50~ 60~ 65~ 70~	以下 44歳 49歳 54歳 64歳 69歳 74歳				
者農業者	団体とし て参加 個人とし	2 3 4 5 6 7	農業者個人 農事組合法人 営農組合 その他の農業者団体 農業者以外個人 自治会 女性会	農業者(人)法人	A B C D E F G H	交付農/ 交付農/ 農地所 ² 特定農 その他 ² (NPO) 機械・ 農作業 ² 栽培協 ²	用地で有業法 法施受定 組織	を持た 格法 人 人 、 、 に 同 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	たない 人 益法 <i>J</i> 利用組	(等)	渚			アイウエオカキクケ	39歳 40~ 45~ 50~ 55~ 60~ 65~	以下 44歳 49歳 54歳 64歳 69歳 74歳				
者農業者以	団体として参加	2 3 4 5 6 7 8	農業者個人 農事組合法人 営農組合 その他の農業者団体 農業者以外個人 自治会 女性会 子供会	農業者(人)	A B C D E F G H I	交付農 交付農 農地所 特定農 その他 (NPO: 機械・」 農作業 栽培協 その他 土地改 水利組	用用有業法法施受定の良合地地適法人人設委 組区	を持たを格人 、 共紀 織	たない 人 益法 <i>J</i> 利用組	(等)	**			アイウエオカキクケ	39歳 40~ 45~ 50~ 60~ 65~ 70~	以下 44歳 49歳 54歳 64歳 69歳 74歳				
者農業者	団体として参加個人として参加	2 3 4 5 6 7 8 9	農業者個人 農事組合法人 営農組合 その他の農業者団体 農業者以外個人 自治会 女性会 子供会 土地改良区	農業者(人)法人	A B C D E F G H I J	交付農 一 で付農 一 で付農 ででである。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。	用用有業法法施受定の良合地地適法人人設委 組区	を持たを格人 、 共紀 織	たない 人 益法 <i>J</i> 利用組	(等)	諸			アイウエオカキクケ	39歳 40~ 45~ 50~ 60~ 65~ 70~	以下 44歳 49歳 54歳 64歳 69歳 74歳				
者農業者以	団体として参加個人として参加	2 3 4 5 6 7 8 9	農業者個人 農事組合法人 営農組合 その他の農業者団体 農業者以外個人 自治会 女性会 子供会 土地改良区 JA	農業者(人)	A B C D E F G H I J K	交付農 交付農 農地所 特定農 その他 (NPO: 機械・」 農作業 栽培協 その他 土地改 水利組	用用有業法法施受定の良合地地適法人人設委 組区	を持たを格人 、 共紀 織	たない 人 益法 <i>J</i> 利用組	(等)	绪			アイウエオカキクケ	39歳 40~ 45~ 50~ 60~ 65~ 70~	以下 44歳 49歳 54歳 64歳 69歳 74歳				

- 注1:「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に〇印を記入。
- 注2:多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1~13から選択。
- 注3:「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等(多面的機能支払においては、耕作又は養畜)を実施する 農業者又は団体である。
- 注4:中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA〜Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのア〜コから選択。 また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調整が調っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」(参考様式第4号別紙様式5)の作成は不要。
- 注5:他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。
- 注6:「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、 都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに〇をすること。
- 注7:「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

(別添3) 田んぼダム実施区域位置図

ルぼダム実施区域位置図	活動組織名称:
	○○活動組織

注1) 別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

(別添4)

環境負荷低減の取組実施区域位置図	活動組織名称:
	○○活動組織

| 注1) 別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

活動組織設立総会議案書 (例)

議事

第1号議案 規約(案)の承認について

第2号議案 事業計画 (案)・活動計画 (案) の承認について

第3号議案 令和○年度事業計画(案)および収支予算(案)について

第4号議案 役員の選任について

第5号議案 その他